

V F Mが果たすべき役割について

		VFMに関するもの	リスク分担に関するもの
従来型 (サービス 購入型)		支払額削減以外の VFMについて	リスクを明確に認識する ためのリスクワーク ショップ等の手段について
		VFMが果たすべき 役割について	
新たな 事業 類型	収益施設 併設型	新たな事業類型における VFM評価のあり方について	本体事業と付帯事業との 間のリスク遮断について
	運営権 活用型	(現時点で既往事例が存在しないため、 空港等の先行事例の動向を見据えつつ対応)	

1. 現状の課題等の整理

< V F Mに関するガイドラインの記載 (抜粋) >

○ V F Mは単に計算すればよいというのではなく、事業の企画、特定事業選定、事業者選定の各段階において、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。その際には、各段階の状況を適切に反映されつつ段階的に評価を試みることが必要である。このような観点からみた場合、V F M評価における導入可能性調査の役割は極めて重要である。

- ・ 本来、V F Mは「支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方であるが、実際のP F I事業においては、財政支出削減の指標としてしか認識されていない側面が強く、段階別のV F M評価の実施目的に応じた活用がなされていない懸念がある。

- ・ 内閣府 P F I 推進室にて開催された過去の委員会及びWGにおいては、段階別の V F M 評価の必要性には言及しているものの、その目的については整理されていない。
- ・ 以上の点を踏まえ、これまでの P F I 事業における V F M の活用状況を確認しつつ、V F M が果たすべき役割を明確化する観点から、段階別の V F M 評価の実施目的と、今後のあり方について整理を試みる。

2. V F M の活用状況について

- ・ 地方公共団体における P F I 事業の V F M の活用方法を通じて、V F M がこれまでどのような役割を果たしてきたかについて整理する。主な活用状況は次のとおり。

(1) 地方公共団体の政策決定における指標としての活用

- ・ 地方公共団体の政策決定として P F I 実施を検討するにあたり、V F M の考え方が広く用いられている。この場合、特に、財政支出削減割合を確認する指標として V F M の活用がみられる。
- ・ 地方公共団体では、P F I 事業実施を検討するにあたり、どの程度の想定事業費となるかを、議会等に説明し予算の見通し(債務負担行為設定等)を立てておく必要がある。このとき算定する P F I の想定事業費は、従来方式 (P S C) をベースとして算定するため、必然的に従来方式と P F I 方式の L C C の算定・比較を行うこととなり、結果的にこの比較が、同一サービス水準下での V F M 評価として用いられている。
- ・ 一方、事業計画段階では、P F I のみならず、D B O や長期委託方式等、幅広い事業手法検討を一般的には行っており、導入可能性調査での最適な事業手法検討のための指標としても V F

Mの考え方が活用されている。

- ・地方公共団体においては、導入可能性調査実施の適否判断において、VFMの達成を念頭においた判断条件の設定がなされている事例がある（資料4-2）。

（2）事業者選定結果を確認する指標としてのVFMの活用

- ・事業者選定結果としてのVFMは、民間事業者の事業計画を評価のうえ、提案内容にVFMがあることを確認するために活用されている。この確認結果は事業者選定後の客観的評価結果として公表されている。
- ・VFMに関するガイドラインでは、この段階でのVFMには民間事業者が計画した公共サービス水準を加えて評価することが可能であることを述べているが、実際には財政支出削減額の評価を行い、公共サービス水準の向上については、今後期待できる定性的効果として文言で整理されている事例が多くみられる。

（3）PFI未実施団体等がPFI事業実施を検討するにあたっての指標としての活用

- ・PFI方式導入を検討しているPFI未実施団体等が、先行事例でどの程度のVFMが達成されているかを確認する指標として、VFMは活用されている。
- ・先行事例におけるVFMは、PFI事業を実施する地方公共団体が債務負担行為設定や予定価格設定のための参考値（削減が見込まれる期待値）としても活用されている。

3. 段階別のVFM評価の実施目的、あり方等について

- ・以上の役割を踏まえ、段階別のVFM評価の実施目的と、今後のあり方等について、整理を試みる。

(1) 事業計画段階（基本構想・基本計画策定から導入可能性調査実施まで）

○現状の主な実施目的

- ・事業計画段階でのVFM評価は、公共の政策決定としてPFI方式を導入することによりVFMの達成が見込めるかを判断するために行うものである。この段階でのVFMは、最適な事業手法検討のための重要な決定要素の一つとしての役割が大きいと考えられる。

○今後のあり方等

- ・事業内容が定まっていない段階であるため、財政支出削減の割合を確認する指標としてのVFMとなることが基本と想定される。ただし、単なるコストの比較のみで事業手法を安易に決定することのないよう、定量化が困難な部分については定性的に評価したうえで、総合的な見地からPFI導入可否判断をすべきと考えられる（資料4-3）。
- ・定量化が困難な部分については、「リスク調整費」や「外部効果」といった定性的側面を重視することも考えられる（資料3-1 2. 3.）。

(2) 特定事業選定段階

○現状の主な実施目的

- ・特定事業選定段階でのVFM評価は、基本方針及びガイドライ

ンにおいて義務付けられているが、その本来の目的は、当該事業を特定事業として選定し実施することを公共として政策決定し公にすることである。その観点からは、事業計画段階よりも、より政策決定としての意味合いが強いものと考えられる。

○今後のあり方等

- ・ガイドラインに示す、「各段階の状況を適切に反映されつつ段階的に評価を試みる」という観点からは、事業スキームや官民リスク分担（案）が定まった時点で、事業計画段階のVFMを見直し、適切に評価することが考えられる。
- ・特定事業選定時のVFMの評価過程や評価方法を具体的な数値とともに公表することを促進することで、PFI方式導入を検討しているPFI未実施団体が、VFM評価の実例を参考とする場面における活用も考えられる。

(3) 事業者選定段階（公募開始から事業契約締結まで）

○現状の主な実施目的

- ・事業者選定段階でのVFM評価は、事業者選定結果としての客観的な評価を行うにあたり行われていると考えられる。

○今後のあり方等

- ・公共サービス水準の向上についても適切に評価する観点からは、「サービスの価値の向上」により、間接的に定量化したVFM評価を試みることも考えられる（資料3-1 4. 5.）。
- ・公共の政策としてPFI導入を検討するにあたりVFMを用いた点を鑑みれば、事業者選定結果として当初の政策目標が達成されたのか、その政策評価としてのVFMの活用も期待できる。

(4) その他

- ・なお、(3)の政策評価としてのVFM評価の後に、実際にPFI事業として実施した結果、どうであったかを事業終了後に評価する「事業評価としてのVFM」の役割も考えられる。
- ・「事業評価としてのVFM」としては、事業期間を通じた公共サービス水準の向上や、民間事業者へ移転したリスクが顕在化したときのリスク移転効果が想定される。このうち、「サービス水準の向上」については定量的に把握するのが困難といえ、また「民間事業者へのリスク移転効果」については民間事業者の協力を得る必要がある。
- ・以上を踏まえ、事業評価としてのVFMは、事業期間にわたる公共サービス水準の確保という観点から、供用開始後のモニタリングを効率的・効果的に行うことにより、その達成を目指すことが現実的な視点と想定される。その際、発注者の動機を損なわぬよう、手続き面等の負担増にも配慮する必要がある。